

令和3年8月3日

大阪河崎リハビリテーション大学
学生、保護者 各位

大阪河崎リハビリテーション大学
学長 武田 雅俊
臨床実習委員長 上島 健

臨床実習における医療機関等での実施について（第6報）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本学では様々な取り組みを行っております。本学の教育カリキュラムのうち、臨床実習は医療機関等で実施することが求められております。各学年、各専攻で臨床実習の実施時期や期間が異なり、原則として各医療機関で臨床実習を実施する予定としております。

臨床実習における遵守事項については、本通知の第5報においてお願いした通りです。今回、下記について補足いたしますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、事態は日々流動的に変容し、今後も様々な対応を迫られることと考えられます。その際には、最善の策を講じていきますので、学内メール、本学の電子掲示板（desknet's インフォメーション等）を、随時ご確認ください。

記

1. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等について

新型コロナウイルスワクチン接種に関しては、各自治体において任意で接種が進んでいる状況です。このため、本学としても、ワクチン接種を学生の皆様に強制することはありません。ただし、臨床実習を実施する際に、臨床実習施設からの要請を受けて、本学から学生に対し、ワクチン接種及びPCR検査等をお願いする場合があります。

当該検査等を受ける事に関しては、あらかじめ学生の皆様にご意向を確認します。さらに、了承を得た上で、当該検査等を要請する臨床実習施設にて臨床実習を行うこととします。詳細については、各学年担任へお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルスに関係したワクチン接種及びPCR検査等を受けないことにより、学生が不利益を受けることはありません。

また、臨床実習施設からの要請とは関係なく、ワクチン接種の予約をする場合は、接種日（1回目・2回目）が、臨床実習の参加に支障とならないように配慮してください。

臨床実習の期間に接種となった場合、接種後の副反応として、発熱や倦怠感等の症状があるとされています。この場合、体調不良等の症状を本学指定の健康管理シートに記入して頂き、所定の欠席手続きを取ることで、公認欠席として取り扱います。また、接種にかかる必要日数についても公認欠席とします。

2. 臨床実習に参加する学生への合理的配慮について

本通知(第5報)において、同居するご家族に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合(感染して重症化の危険性がある等)、または、ご家族の就業上の理由等において、学生個々の事情を考慮し、学内実習等の配慮を検討するとしておりました。

しかし、現在、高齢者や基礎疾患のある方から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んできていることや、各医療機関の職員に対してもワクチン接種が進んできていることから、感染対策が万全になされている現状です。

また、本学の臨床実習においては、学生が新型コロナウイルス感染症に感染した患者様等と関わることがないように配慮しております。このことから、将来、臨床現場で就労した際、在学中の臨床実習経験が非常に大切なことを鑑み、原則として臨床実習に参加することといたします。臨床実習施設において感染拡大等が生じた際は、実習期間の変更等により学生の不利益とならないように配慮いたします。

以上

参考：本通知(第5報)

6. 臨床実習に参加する学生への合理的配慮について

将来、臨床現場で就労した後、在学中の臨床実習経験が非常に大切です。しかし、感染症に対する予防策を講じて臨床実習を実施しますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに通常以上の対応を余儀なくされている方もおり、合理的配慮の検討が必要なこともあります。

同居するご家族に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合(感染して重症化の危険性がある等)、ご家族の就業上の理由等の合理的な配慮が必要な場合については、学生個々の事情を検討しますので、担任教員までお知らせ下さい。